

野田市水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

野田市水道事業管理者 中沢 哲夫

野田市水道事業規程第3号

野田市水道事業会計規程の一部を改正する規程

野田市水道事業会計規程（平成26年野田市水道事業規程第1号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「第33条の2」の次に「において準用する地方自治法第243条の2第1項」を加え、「徴収又は収納」を「徴収若しくは収納又は支出」に、「公金徴収事務等受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第21条第5項及び第6項並びに第26条第1項及び第6項中「公金徴収事務等受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第38条の見出し中「支出事務」を「公金の支出」に改め、同条中「令第21条の11第1項」を「法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第1項」に、「私人に必要な資金を交付して支出事務」を「公金の支出に関する事務」に改める。

第113条第1項中「第21条の14第1項第1号」を「第21条の13第1項第1号」に改め、同条第2項中「第21条の14第1項第3号」を「第21条の13第1項第3号」に改める。

第114条中「第21条の15」を「第21条の14」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。